

十津川村子ども読書活動推進計画

令和5年2月
十津川村教育委員会

目 次

第1章 基本方針

1. 子どもが読書に親しむための機会の提供
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実
3. 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

第2章 読書活動推進のための具体的方策

1. 家庭における読書活動の推進
2. 地域における子どもの読書活動の推進
3. 学校における読書活動の推進

第3章 読書活動推進のための諸条件の整備・充実

1. 学校図書館の整備・充実
2. 役場図書コーナーの整備・充実

第4章 読書活動推進体制

第1章 基本方針

1. 子どもが読書に親しむための機会の提供

子どもが読書に親しむためには、身近なところで読書の楽しみを得ることができる機会づくりが大切です。十津川村では、子どもの生活の様々な場面で本に触れ、読書習慣を形成することができるようするために、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書と出会う機会づくりを進めます。

2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実

子どもの読書活動は、家庭における日常的な本との出会い、学校における適切な読書の指導、また役場内の書籍コーナー（「のら文庫」）の存在などによって広がっていきます。そのため、十津川村では、子どもの自発的な読書を支えることができるような読書環境の整備と充実を進めます。

3. 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、学校をはじめ子どもの読書活動にかかわる機関と連携するとともに、その活動について、家庭や地域の理解を得ることが必要です。そのために、十津川村では「十津川村子ども読書活動推進委員会」を設置し、読書への関心を深めるための啓発に努めます。

第2章 読書活動推進のための具体的方策

1. 家庭における読書活動の推進

幼い時期には、子守歌はもちろんのこと語りかけなどを通して、子どもが心と体のぬくもりを感じることで、子どもの心と言葉の基礎がはぐくまれます。また、家庭において親が子どもに、絵本などを読み聞かせることや、一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣を形成するきっかけとなります。

保育所、小学校、中学校においては、学校だより等を活用し保護者に家庭での読書や読み聞かせの大切さを訴えていくことが必要です。また、十津川村では、乳幼児家庭教育学級やすこやか相談・村っこ広場などの機会をとらえて、読み聞かせや読書の重要性について理解の推進を図ります。

2. 地域における子どもの読書活動の推進

のら文庫は、「生涯学習活動の一環として図書資料を収集し、村民に広く活用してもらうこと」を目的として設置されており、利用しやすく、親しみのあるスペースを設け、本の紹介や展示などを行います。そして、毎

月発行する村報「十津川」では、児童向けや一般向けの新刊を紹介し、読書を推奨する活動を行います。

3. 学校における読書活動の推進

学校においては、従来から各教科、特別な教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（以下「各教科等」という）での学習活動を通じて、読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

また、学習指導要領においても、各教科等に共通する配慮事項として「児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が求められています。

学校においては、各教科等を通じて読書意欲を導き、授業以外の様々な活動を通じて読書の楽しみと出会うことができるよう、小学校、中学校が児童生徒の発達段階に応じた読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣の確立を図ります。

(1) 学校における読書活動推進の具体的方策

- ・ 各学校の教育目標や児童生徒の実態等を踏まえた上で、読書活動に関する全校的な年間計画を作成します。
- ・ 学校図書館に備えられた図書をはじめとする資料を積極的に利用し、各教科等において、読書活動を生かす授業を開拓することに努めます。

(2) 授業時間以外における読書活動

- ・ 朝の読書活動など、一斉読書タイムを推奨します。
- ・ 学校独自の読書週間を設定したり、読書を通じて児童生徒が感じたこと考えたことを、教職員又は他の児童生徒に発表したりする場を設定することも、読書意欲を喚起する上で有意義です。

(3) 障害のある児童生徒の読書活動

- ・ 障害の状態等に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器や情報機器の活用等、児童生徒の本の出会いの場や継続的に関わることができる環境づくりに努め、豊かな読書活動を体験できるよう働きかけます。また、児童生徒や保護者に、障害の状態に応じた読書の方法や、必要な図書の利用方法等について情報を提供し、支援に努めます。

(4) 教職員の読書活動推進についての意義の高揚

- ・ 各学校においては、様々な図書を読んだり資料を調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を要としつつ、全ての教科等を通じて読書指導を推進することが大切です。そのためには、全教職員が読書活動の意義や目的を明確に持ち、

連携して読書活動推進に当たることができるよう、研修を進めるとともに、先進地校の実践紹介など、幅広い情報提供を通じて、意識を高めるよう努めます。

第3章 読書活動推進のための諸条件の整備・充実

1. 学校図書館の整備・充実

学校図書館については、本との出会いづくりを豊かにするための環境整備に努めることや、子どもがくつろぎ、進んで読書を楽しむ空間づくりを推進します。また、調べ学習をはじめとする学習活動を推進するために、図書情報のデータベース化や一人一台端末の活用など、デジタル社会に対応した読書環境を整備します。

学校図書館図書標準の達成とともに、図書の更新を含む図書資料の計画的な整備を進めます。

2. 役場図書コーナーの整備・充実

子どもの読書活動を推進する一助となるよう、村として唯一の図書コーナー「のら文庫」の整備に努めるとともに、図書情報に関して学校との情報共有を図るよう努めます。

第4章 読書活動推進体制

○ 十津川村子ども読書活動推進委員会

十津川村の子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的な推進を図るため、十津川村との連携・協力に努めます。

【構成委員】

- ・十津川村教育委員（教育長以下4名）
- ・十津川村校長会（3名）
- ・十津川村教育委員会事務局（課長以下2名）